

国民年金免除制度

国民年金の第1号被保険者で、保険料を納めることが困難な方には、申請して所得審査で承認された場合、保険料が免除または猶予される制度があります。

「保険料免除制度」

所得に応じて「全額免除」「4分の1納付」「半額納付」「4分の3納付」の4段階の免除があります。役場国民年金担当窓口で申請し、年金事務所で前年の所得などを審査して、承認を受けるとその期間の保険料の全額または一部の納付が免除になります。

「若年者納付猶予制度」

30歳未満の方に限り利用できる制度です。役場国民年金窓口で申請し、年金事務所で前年の所得などを審査して承認を受けるとその期間の納付が猶予されます。どちらの承認期間も7月から翌年6月までです。

申請される方は、年金手帳、印鑑、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格証等を持参され、お早めに手続きをしてください。

問合せ 住民福祉課 福祉・年金担当 ☎82-1221

児童手当現況届について

6月分以降の児童手当等（児童手当と特別給付を合わせて児童手当等といいます。）を受けるには現況届が必要です。現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうか確認するためのものです。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

*詳細については受給者宛に現況届用紙等を郵送しますので、必ず6月30日（金）までに住民福祉課へ提出してください。現況届用紙等が届かなかった場合は、お問い合わせください。

問合せ 住民福祉課 児童手当担当
☎82-1221

「JKビジネス」はNO!



「JKビジネス」は手軽なアルバイトではなく、危険なアルバイトです。
絶対に働いてはダメ!

一見すると問題のないアルバイト先に見える場合でも、女子高校生等が客から児童買春等の被害に遭うなどのケースが目立っています。

「JKビジネス」に係る各種トラブルに遭った際は、**#9110（警察相談専用電話）**または最寄りの警察署まで
※警察署では24時間相談受付、あなたのプライバシーは守られます。

小川警察署 ☎74-0110

小児慢性特定疾病医療費支給継続申請の受付を開始します

対象 現在受給者証をお持ちで引き続き治療が必要な20歳未満の方の保護者

期間 平成29年6月15日（木）から7月31日（月）まで（土・日・祝日は除く）

場所 各県保健所

必要書類 申請書、医療意見書、健康保険証の写し、受診者の加入する公的医療保険（健康保険）の被保険者の市町村・県民税課税（非課税）証明書など

※お持ちの受給者証に記載の住所を管轄する保健所から申請に必要な書類が郵送されます（医療意見書は同封しません。指定医に依頼してください）。

問合せ 東松山保健所 ☎22-0280

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

本人通知制度とは

住民用の写しや戸籍謄抄本などの不正な取得による、プライバシーや財産の侵害を防ぐため、あらかじめ登録を申請された方に対して、本人の代理人や第三者からの交付請求により住民票の写し等を交付した際に、通知をお送りしてお知らせする制度です。埼玉県内の各市町村で、平成22年6月1日から一斉に実施されました。

登録に必要なもの

印鑑と運転免許証などの本人確認資料、手数料はかかりません。

手続きは、原則としてご本人が来庁され、申請書を提出していただくこととなりますが、詳しくは住民福祉課までお問合せください。

なお、同時に「住民票等の不正取得通知制度」も実施されております。こちらは登録の有無に関わらず、住民票などが不正に取得されたことが明らかになった場合に、ご本人に対して通知をお送りしてお知らせするものです。

問合せ 住民福祉課 戸籍担当 ☎82-1221